

#### 議事要旨(4) 1株当たり当期純利益に係る公開草案に対するコメント対応について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）及び小林（央） 研究員より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」に係る公開草案について、受領したコメントの概要及びその対応案に関する説明がなされ、その後、質疑応答が行われた。主な質疑応答の内容は以下のとおりである。

- オブザーバーより、1株当たり当期純利益（EPS）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益（DEPS）の算定及び開示の目的は、「普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を提供することにある」（「1株当たり当期純利益に関する会計基準」第3項）と定められており、EPSとDESPは共に同様の性質を有する指標であるとされているが、前者は、実績の指標であるのに対し、後者は将来の予測情報であるため、そもそも両者の性質は異なるのではないかとの意見があった。特に、今回の公開草案では、過去の実績を重視するという観点から転換価格修正条項付転換社債（いわゆるMSCB）等の算定方法も改正する提案となっているが、こうした商品の唯一のレリバントな情報は期末時点の転換価格等であると考えられるため、この観点から文案を修正することはできないかとの意見があった。

これに対して事務局側からは、この点について、当該情報が投資家にとって重要であることは認識しているが、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点に加え、最近の金融庁の開示府令等により転換価格修正条項付転換社債等に関する開示面での充実が図られており、これらと併せれば、投資家の投資判断に必要な情報は十分に提供可能であると考えられること、さらに、仮にこの点について本格的に取り組むことになれば、現行の潜在株式調整後1株当たり当期純利益（DEPS）の算定及び開示の目的自体をも見直すことが必要となるため、現時点において早急に結論を出すことは難しく、将来的な検討課題とすることとしたい旨の回答がなされた。

- ある委員より、「貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合、特に会社法の計算書類作成日の後、金融商品取引法の財務諸表作成日までに株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いを明確化すべき」というコメントに対して、具体的な取扱いを会計基準に記載しなくてもよいのかとの質問があった。

これに対して事務局側からは、考え方自体は会計基準の結論の背景に示されている通りであるが、具体的な取扱いについては、開示制度に係るものであることから、会計基準に記載することは考えていない旨の回答がなされた。

以上